

# 「小型除雪機無償貸与事業」について

この事業は愛情銀行を財源としています

1. 目的 清水町社会福祉協議会では冬期間の除雪作業の支援と雪により外出が困難となりやすい高齢者世帯等の日常生活の維持・事故防止を図ることを目的に「小型除雪機の無償貸与事業」を行います。

2. 貸出対象 町内会やボランティア団体、PTA 等の団体

3. 使用料 無 料（ただし使用した燃料代については負担願います）



4. 貸出期間 最長4日間

5. 貸与申請 清水町社協に申請書を提出して下さい。

（※申請書は社協窓口にあります）

6. その他 除雪機使用後は実績報告が必要です。

貸与事業に係る詳細については社協事務局にお問合せ下さい。

